

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修 仕様書

精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行えるよう、精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施する。

1 研修対象者等

(1) 研修対象者

県内の市町村の障害福祉担当課の担当者、相談支援専門員(注¹)または県内に所在する障害福祉サービス事業所及び医療機関(注²)において、現に精神障害者支援の業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。

(注¹) 指定都市を除く

(注²) 指定都市に所在する障害福祉サービス事業所及び医療機関を除く

(2) 研修内容等

研修内容は厚生労働省が定める運営要領に基づくカリキュラム(以下、「標準カリキュラム」という。)と同等以上のものとする。なお、受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や必要な科目の追加を行っても差し支えないものとする。

2 研修テキスト

研修テキストについては、標準カリキュラムに沿った内容のテキストとする。

3 研修実施方法等

(1) 受講定員

102名程度とする。

(2) 実施時期

令和8年4月から令和9年3月までの間とする。

(3) 研修の修了期間

1ヶ月以内とする。

(4) 研修受講料

無料とする。

(5) 研修講師

精神障害者の特性や支援技術に関する知識を有する者で、研修を教授するのに適当な者とする。なお、グループワーク実施時においては、適切に受講者の指導等を行えるよう各グループに講師を配置する等の体制を整えること。

(6) 研修の流れ

ア 日程等の決定・周知

乙は、研修開催初日の2ヶ月前までに、研修日程、カリキュラム等を決定の上、速やかに甲へ報告するものとする。

甲は、乙から報告を受けた後、県内市町村(指定都市を除く。)を通じて研修開催等の周知を行うものとする。なお、乙は、周知に関して協力するよう努めること。

イ 申込み

申込みは県内市町村を通じて甲が受け付けるものとする。

ウ 受講決定

受講決定は甲が行うものとする。甲は、受講決定後、申込市町村あて受講決定者について通知するとともに、乙へ受講決定者名簿を提供する。

エ 修了者名簿の作成及び修了証書の発行

修了者名簿の作成及び修了証書の発行は甲が実施するものとする。

4 その他

(1) 事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。

(2) 受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

(3) 障害のある受講者に対しては、研修会場等の配慮を行うよう努めること。